

特定非営利活動法人きらめき未来塾定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きらめき未来塾という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を、東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年を対象に、日本の各界で活躍する第一人者を講師として、講義や討論を通し、コミュニケーション力やリーダーシップ力を身につける等の研修を実施し、日本の将来を担い、支えるリーダーを養成することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表の内、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 高校生を対象として、夏休み期間に研修センターに於ける宿泊研修の実施
- (2) 青少年の健全育成サポート活動の実施
- (3) 卒塾者の精神的サポートと交流の実施
- (4) 育英奨学金事業
- (5) その他、事業目的を効果的に推進するため、他の団体の事業活動の研修と

指導の実施

第2章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の一種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 入会を承認しない場合は、理事長は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員・特別職

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、理事長1名、副理事長若干名、専務理事若干名とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長及び副理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事及び監事は総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(特別職)

第18条 この法人に特別職を置くことができる。

- (1) 特別顧問 定数を定めない。
- (2) アドバイザー 定数を定めない。

(選任)

第19条 特別職は理事会で推挙され、理事長が選任する。

(職務)

第20条 特別職は次に掲げる職務を行う。

- (1) 特別顧問は、理事長の求めに応じて適宜この法人の運営に関する助言を行

う。

- (2) アドバイザーは、理事長の求めに応じて適宜、運営実務に関する専門的な助言を行い、また、この法人の運営に協力する。

(報酬等)

第21条 特別職には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。
- (4) 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、

正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

3 前項の場合における第28条、第29条第2項、第31条第1項第3号及び第50条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これ

を保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数(書面又は電磁的記録による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

- (3) 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第37条 この法人の業務は、理事会出席の理事の過半数をもって決する。

- 2 やむ得ない理由により、会場に来ることができない理事は、書面若しくはSkype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。(以下、本項の定めにしたがって理事会の表決を行った者を「書面等表決者等」という。)

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面等表決者については、その旨を明記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経理の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収益費用を講じること

ができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第46条 この法人が借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動の係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第52条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げる者のうち、総会議決により選定された者に帰属されるものとする。

第9章 雑則

(公告)

第53条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

正会員	団体 入会金	10,000 円	会費	年額	10,000 円
	個人 入会金	5,000 円	会費	年額	5,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成 22 年 12 月 31 日までとする。

- | | | |
|----------|----|----|
| (1) 理事長 | 齋藤 | 洋一 |
| (2) 副理事長 | 吉澤 | 健 |
| (3) 専務理事 | 若原 | 康正 |
| (4) 理事 | 大竹 | 美喜 |
| | 大石 | 正守 |
| | 山田 | 茂善 |
| | 山幡 | 一雄 |
| | 前田 | 嘉昭 |
| | 片岡 | 真希 |
| | 葭 | 範夫 |
| | 西澤 | 良臣 |
| (5) 監事 | 浮氣 | 利廣 |

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 12 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 29 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年5月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。